

令和 8 年度第 2 回（令和 8 年 4 月 23 日）庁議提案

審議 報告 その他

担当部・課：河南総合支所地域振興課〔内線 214〕

市民生活部地域協働課〔内線 3312〕

## 1 件名

公益堂の適正な管理について

## 2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

### 【背景】

公益堂は、大正末期の旧前谷地村時代、村政振興を図る目的で広く村民から懸賞論文を募集しその中から「集会施設利用」の意見が採択され、昭和 2 年から昭和 6 年にかけて建設された施設となっている。

旧河南町時代は、河南町公益堂、公会堂、会館管理規程に基づき、設置地域の各管理団体（部落会等）が維持管理経費を負担し、適正に維持管理され、新市移行後も同様に、各団体により管理運営が行われてきた。

### 【目的】

当該施設は地方自治法に基づく公の施設であるが、条例が未制定であることから条例を制定し管理運営を行うもの。

## 3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：有 無】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

【総合計画の位置付け：有 無】【個別計画の位置付け：有 無】

石巻市公共施設等総合管理計画

第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第 3 節 集会所・地域コミュニティ施設

## 4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

昭和 2 年から

昭和 6 年まで

昭和 30 年 3 月

平成 17 年 3 月まで

平成 17 年 4 月

令和 7 年 9 月

旧前谷地村にて公益堂建設

旧河南町発足

河南町公益堂、公会堂、会館管理規程により管理

新石巻市発足

第 3 回定例会根方公益堂解体工事補正予算審議（条例未制定）

（地元に不利益になることなく、適正な状態に整理すべきと指摘）

令和 7 年 10 月から

令和 8 年 2 月まで

条例制定に向けた地元説明会の実施

## 5 主な内容

### 【条例に定める主な内容】

#### 1 公益堂の名称及び位置に関すること。

名称	位置
石巻市黒沢公益堂	石巻市前谷地字黒沢下 2 番地 1
石巻市山崎公益堂	石巻市前谷地字山崎山 9 6 番地 2
石巻市御蔵場公益堂	石巻市前谷地字大在家山 1 7 番地 6
石巻市西谷地公益堂	石巻市前谷地字西谷地 5 1 番地 2

## 2 利用時間に関すること

利用時間：午前 8 時から午後 8 時まで

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## 3 使用料に関すること

区分	単位	使用料
全館	1 時間につき	6 0 0 円
暖房料		使用料の 2 0 % に相当する額

## 4 減免に関すること

市長が必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

## 6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

## 【影響・効果】

公益堂の適正な管理が図られる。

## 【市財政への負担】

なし

## 7 他の自治体の政策との比較検討

## 8 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 6 月 市議会第 2 回定例会に石巻市公益堂条例の制定について提案  
(施行予定月日：令和 8 年 8 月 1 日)

令和 8 年 6 月 石巻市公益堂条例施行規則の制定  
(施行予定月日：令和 8 年 8 月 1 日)

令和 8 年 1 2 月 市議会第 4 回定例会に指定管理者の指定について提案

令和 9 年 3 月 基本協定の締結

令和 9 年 4 月 年度協定の締結、指定管理制度による管理運営開始

## 9 その他